

(証ろ-01)

平成24年11月1日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 中 尾 彰

最高裁判所事務総局総務局第三課長 植 村 直 樹

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行後における
民事裁判事務支援システムにより印刷した「保管金受払一覧
表」の取扱いについて（事務連絡）

民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）を利用して料金後
納郵便を発送する場合、保管金口座詳細・保管金受払一覧表作成画面（G086）
の払渡先として「郵便事業株式会社」が自動的に登録され、これを職員の操作で変
更することはできません。そのため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（
平成24年法律第30号）の施行により、平成24年10月1日から、「郵便事業
株式会社」の業務等が「日本郵便株式会社」に承継されることとなりましたが、同
日以降にMINTASを利用して料金後納郵便を発送した場合であっても、同画面
及び同画面から印刷する「保管金受払一覧表」（平成20年2月5日付け最高裁総
三第000023号総務局長通達「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用
について」記第4の1の(3)の定めにより事件記録につづり込む帳票）の「払渡先」
欄には「郵便事業株式会社」と表示されることとなります。

そこで、「保管金受払一覧表」の「払渡先」欄の表示について、平成24年10
月1日以降の払渡し分からは、本来であれば「日本郵便株式会社」に訂正すべきと
ころですが、上記帳票等に係るMINTASの改修が終わるまでの間、各庁の実情

により、訂正をしない取扱いとしてもやむを得ないものと考えます。

なお、上記帳票等に係るMINTASの改修予定については、追って連絡します。